

2022年6月24日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通1丁目2番22号

**トレーディア株式会社**

代表取締役 古 郡 勝 英  
社長執行役員

## 第92回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第92回定時株主総会におきまして、次のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当金は普通株式1株につき50円（普通配当30円、記念配当20円）と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

（変更内容は、後記の「定款新旧対照表」をご参照ください。）

**第3号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、取締役（監査等委員であるものを除く。）に古郡勝英、山下修一、増田裕人、嶋津清仁、吉田大介の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に菊池正八州氏が選任され、就任いたしました。

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に松山佳弘氏が選任されました。

**第6号議案** 退任取締役に對する退職慰勞金贈呈の件

本件は原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に退任されました庵原敬吾氏に對し、在任中の勞に報いるため、当社の所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰勞金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任されました。

以 上

なお、本總會終了後開催の取締役会において、代表取締役に次のとおり選定され、就任いたしました。

代 表 取 締 役      古 郡 勝 英  
社 長 執 行 役 員

---

## 期末配当金のお支払いについて

1. 第92期 期末配当金は6月27日から同封の「第92期 期末配当金領収証」によってお支払いいたしますので、領収証裏面の記載事項をご高覧のうえ、銀行取扱期間中にお受取りください。
2. 口座へ振込ご指定の方には「第92期 期末配当金計算書」及び『「配当金振込先ご確認」のご案内』を同封いたしますのでご確認願います。
3. 配当金をゆうちょ銀行口座へお振込することができます。お手続きは、お取引口座のある証券会社等へお問合せください。  
また、特別口座で管理されている株式をお持ちの株主様は、特別口座管理機関の三菱UFJ信託銀行へお問合せください。

以 上

【ご参考】定款新旧対照表

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>(事業の目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～3. (条文省略)</p> <p>4. <u>貨物運送取扱業</u></p> <p>5.～8. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(事業の目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>貨物利用運送業</u></p> <p>5.～8. (現行どおり)</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

変更前	変更後
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>